

# 書評 Reviews と 紹介

清水 善仁  
 椿田 卓士  
 橋本 唯子  
 山脇 智佳  
 清水ふさ子

## 公文書管理と情報アクセス —国立大学法人小樽商科大学の 「緑丘アーカイブズ」—

平井孝典／著

世界思想社

2013 / 2 478p 21cm 7,600円 (税別)

ISBN : 978-4-7907-1583-2

本書は、日本の大学アーカイブズ研究においては、いまだ数少ない個人の単著として編まれたものである。2005（平成17）年の全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（京都大学学術出版会）の刊行は、たしかに大学アーカイブズの歴史において一つの画期であったが、小樽商科大学百年史編纂室で大学アーカイブズの実務と研究の最前線を担ってきた著者による本書の刊行もまた、研究史上に明確に位置づけられるべきであろう。

まず、本書の構成を以下に掲げる。

### 序章

- 第1章 小樽商科大学の文書管理
- 第2章 著作物でもある法人文書の公開
- 第3章 電子目録の作成とその利用
- 第4章 法人文書の収集と評価選別理論
- 第5章 文書管理の実際とその思想的背景
- 第6章 スウェーデンにおけるアーカイブズの現況と情報アクセス権の成立およびカタログについて
- 第7章 小樽商科大学におけるアーカイブズ運営の条件

### 結章

- カタログ 小樽商科大学公文書（抄）

序章は、本書の目的意識を述べた上で、これまでの大学アーカイブズ研究を振り返り、本書の概要について説明する。そのなかで著者が強調するのは、「小規模な大学アーカイブズの業務と運営について、実務経験およびその考察を踏まえ、明らかにする」（7頁）とあるように、著者が勤務してきた小樽商科大学のような小規模大学におけるアーカイブズ活動の在り方への問題意識である。なお、研究史の整理について、本章の記述は近年の研究動向に限られているが、大学アーカイブズの歴史を考えるならば、やはりその前提としての大学史編纂についても触れる必要があるのではないか。少なくとも評者は、大学史編纂の実務と研究を基礎として、大学アーカイブズ研究が成り立っていると考えている。

第1章は、小樽商科大学の文書管理、すなわちレコード・マネジメントについての調査結果についてまとめられている。学長をはじめ、事務局長、総務課長等の文書管理に対する意識が垣間見えて興味深い。またこれを踏まえて、百年史編纂室の文書管理への関与の方法についても述べており、「中間書庫」化を射程に入れている点は重要である。

第2章は、大学固有の資料とも言うべき、卒業論文の取り扱いについての検討である。各国立大学法人における卒業論文等の公開／非公開状況について網羅的に調査するとともに、個人情報に対する考え方がまとめられている。大学アーカイブズ研究としては、みずからが収蔵する資料に対する分析は不可欠であるが、本書のなかでは本章はやや浮いてい

る感があった。小樽商科大学を主たる事例として論じられる他の章と比較すると、本章は俯瞰的な研究であり、小樽商科大学の事例も少ししか触れられていない。章構成については一考の余地があったのではないか。あるいは、本書全体を貫くテーマと本章がどのような関係にあるのかを明示すべきであると考えらる。

第3章は、小樽商科大学の百年史編纂にかかわって作成された資料集であり電子目録である「緑丘アーカイブズ」の作成に至る背景を述べるとともに、所収された資料をいくつか取り上げて紹介している。所収資料（テーマ）の紹介には興味深いものも少なくないが、これだけで本章の半分以上を占めている。「それぞれのテーマについて深く考察することではない」（87頁）との断りはあるが、もう少し精選されてもよかったのではないか。あわせて、本章のような内容で重要となるのは、「緑丘アーカイブズ」がどのような考え方に基づいてシステム構築されたかである。実はこの点は第5章で触れられているが、本来ならば本章のなかで述べられるべきであろう。

第4章は、百年史編纂室における法人文書の収集の考え方について、制度的な面を踏まえつつ整理する。このなかで著者は、年史編纂室のような部署が法人文書を収集する際には、「年史編纂の目的に沿うものと、文書館的活動の二元的な方向性で考えていく必要がある」（152頁）と述べる。なお、文書の移管の事例として京都大学大学文書館が挙げられており、著者は「移管の実際では、例えば京都大学では、法人文書をアイテムやフォルダーの単位で現物を一点一点確認するのではなく（必要があれば確認）、（情報公開や文書管理のための）データ一覧表を見て行われている」（150頁）と記しているが、実際には移管時に大学文書館職員による一点毎の確認を必ずおこなっている。また、公文書管理法の理解についても、「国立大学等の法人文書の廃棄の範囲や移管についての最終判断の権限

は、行政機関の長、首相にあることとされている（同法第14条）」（146～147頁）とあるが、国立大学法人における法人文書の移管や廃棄にあたって首相の権限が及ぶことはなく、あくまで当該大学法人内で帰結する問題であると評者は理解している。これらの点については著者の整理を求めたい。

第5章は、文書の保存や廃棄をおこなうにあたっての思想的背景として、「文書もしくは記録管理に関する（社会）契約の内容」（157頁）を議論するとしている。国内外の事例を基に検討されているが、いずれも個々の事例の紹介にとどまっている感があり、上記の課題設定に対する著者の結論が明示されていないのは残念である。少なくとも小樽商科大学における文書・アーカイブズ管理において、著者の言う「（社会）契約」あるいは「社会のコンセンサス」（157頁）をどう反映させていくか、その展望が述べられるべきではなかったか。

第6章は、スウェーデンにおけるアーカイブズの現状についての調査報告である。とりわけ情報アクセス権と目録の在り方については具体的に触れられており興味深い。諸外国におけるアーカイブズ・システムの紹介は日頃の業務を振り返る際に有用であり、こうした情報提供は有り難い。ただ、本章を本書の問題意識のなかでどう位置づけるかについてはもう少し著者の言葉が欲しかった。スウェーデンのアーカイブズ・システムに関する情報は貴重ではあるが、そこから得られた知見を小樽商科大学あるいは小規模大学のアーカイブズにどう反映させていくか、その言説がないと本章の価値はより高まらないのではないか。

第7章は、小樽商科大学の経験を通して、小規模大学のアーカイブズを運営するための条件が示される。著者はこのなかで7つの条件を提示しているが、実際のところかなりハードルが高い条件も少なくないように評者には思えた。例えば著者は、「アーキビストを二名程度雇用する」（255頁）という条件を

挙げており、日本アーカイブズ学会の認定アーキビストを念頭に置いているが、アーキビストに限らず日本の大学アーカイブズにおける専任職員数は、いわゆる大規模大学においてさえ2～3名である。それよりも評者は、仮にアーキビストが確保できなかったとしても、いかにして文書を将来に伝える仕組みを構築するかという点で、規程類の整備が重要な条件ではないかと考える。いずれにしても、著者がこのように小規模大学におけるアーカイブズの条件を提起した点は、今後の議論の基礎となるものであり評価できよう。

結章は、本書のまとめと課題が記される。各章の内容は示唆に富んでおり、序章で記した「小規模な大学アーカイブズの組織と運営」についての重要な問題提起も少なくなかった。今後は、こうした小規模大学のアーカイブズの事例を通して述べられた意義や課題を、どう大学アーカイブズ全体に普遍化させるかが重要な研究テーマとなろう。あわせて、著者自身も指摘しているように「アーカイブズの目的や、アーカイブズが存在する本質的な理由を考えていくこと」(276頁)も不可欠な課題である。こうした点で著者のさらなる研究の進展が望まれる。

これまで各章についての概要と評者の意見を記してきたが、大学アーカイブズをめぐる論点にはいまだ多くの研究課題を残している。本書は小規模大学のアーカイブズ、あるいは諸外国の事例の発掘等、新しい視点を多数盛り込んだ研究であり、大学にとどまらないアーカイブズ学研究に貴重な示唆を与えてくれるだろう。ぜひ多くの方に本書を手にとっていただきたいと思う。なお、誤読等がある場合はすべて評者の責に帰するものである。著者のご海容を乞いたい。

神奈川県立公文書館 清水 善仁